

外国人事件における司法通訳¹⁾の正確性 —要通訳事件の事例からの考察—

水野 かほる

キーワード：司法通訳 要通訳事件 法廷通訳 通訳の正確性 通訳能力

要旨

本研究は、司法通訳をめぐる現実と問題点を具体的事例から実証的に検討し、言語の側面からどのような貢献ができるかを考察しようとするものである。捜査段階及び公判段階における音声記録が入手不可能である現状において、これまでの外国人犯罪裁判例の中から司法通訳の正確性・公平性が問題となった事例3件を選び、その供述調書、公判調書から、裁判において言語面でどのような点が問題とされ、またそれとの係りで、本事例において通訳人と被告人の言語能力を司法関係者がどのように判断しており、そこから考えられる課題はどのようなものであるかを考察した。分析の結果、以下の点が明らかになった。

- 1) 言語能力・通訳能力をどのようなものと捉えるか、またどのような能力が必要であるかが明確でない。
- 2) 通訳人や被告人等の言語能力・通訳能力を測定する基準や方法が存在しないため、様々な混乱が生じている。

1. はじめに

平成19年度版『犯罪白書』によると、来日外国人²⁾による一般刑法犯（道路上の交通事故に係る危険運転致死傷を除く）の検挙件数及び検挙人員は、2005（平成17）年と2004（同16）年に最多を記録し（2005年検挙件数33,037件、2004年検挙人員8,898人）、2006年はそれぞれ27,453件、8,148人であった。これら来日外国人問題に対処する際に遭遇する最大の問題は言葉の壁である。そのため、捜査・公判を通じ、通訳を要する事件（要通訳事件）が増えている。2006年における通常第一審の被告人通訳事件³⁾の終局総人員は7,195人であり、通訳言語の総数は42言語余に及んでいる（『平成19年度版犯罪白書』：104）。

日本の刑事手続きは、書面の記載も口頭の陳述も日本語で進められ、裁判所法74条では日本の裁判所における公式用語は日本語であるとされる⁴⁾。また刑事訴訟法では、国語に通じない者に対しては通訳人に通訳をさせなければならず、翻訳を受けることができると定

めている⁵⁾。しかしながら、これら以外に関連する規定はなく（三井1996）、言葉の壁や文化的社会的背景の異なり等から自己のおかれた状況や法手続きの内容を理解することの難しい外国人被疑者・被告人が、十分な意思疎通と理解による自己の防禦活動を確保し、その言語権保障を可能にするという視点からのものとはなっていない。従って、被疑者・被告人にわが国の刑事手続きの流れを理解させ、彼らの供述を正確、公正に把握し通訳することの意義が問われるのであるが、現行の我が国の司法手続きにおいては、通訳を行うにあたっての試験や資格要件もなく、通訳人や被疑者・被告人、証人の第二言語の能力及び通訳能力等についての適格性の判断は問題が起きてから事後検証的に行っているのが現実である。しかし、それが実際にどのように行われているかは一般にはほとんど知られておらず、そこでの問題や事象は推測するしかないのが実情である。そこで、実際に起きた事件記録からの実証的調査を基に適性・公正な司法の実現にとって極めて重要なテーマとなっている通訳問題に関して言語の面に焦点を当てた考察を行うことによって、正確で公正な通訳を実現するための課題と改善案を提供したいと考える。

2. 調査方法

言語面における実態を把握するには、本来通訳が実際に行われた場面において通訳人や関係者の間の言葉のやり取りを記録した発話データ（録音テープ、ビデオ等）をもとに検証する必要があるが、我が国においては取調べ段階及び公判における発話の音声記録は一般には公開されておらず、裁判の傍聴のみでは正確なデータを得ることは不可能である。そのため、本稿では、上記問題点を補足する手段として、これまでの外国人裁判例の中から司法通訳の正確性・公平性が問題となった事件を3件選び、その捜査段階及び公判段階記録を検討分析することによって、司法過程において通訳人・被告人等の言語能力・技能、通訳の正確性がどのような基準や方法で判断・評価されたか、またそれによって本来司法通訳人や被疑者被告人に必要な言語技能や能力が的確に把握できたのかを調査し、上記目的に迫ろうと思う。事件の選択に当たっては、『外国人犯罪裁判例集』等を参考に⁶⁾、司法通訳の正確性や適格性が問題になった事例で、公刊物に登載されており、判断理由が詳細に記述され、我が国における司法の通訳に対する見解が表われていると筆者が判断したものを選んだ。但し、被疑者・被告人・証人の供述調書、公判記録は全て日本語によって記述され録取されたものであるため、被告人や通訳人の用いた実際の言葉（被告人の母語等による）の具体的記録ではない⁷⁾。しかし、そうした限界はあっても、音声記録が入手できない現状においては、当該記録から

得られる情報は非常に高い価値を持つものであると考える。

3. 裁判例からの考察

3.1 事件の概要

今回対象とした事件についての概要を理解しておくことが必要であると思われるため、事件の内容と各事件において言語面の問題とされた点について簡単に説明する⁸⁾。なお、3件を表す際には、それぞれ事件A、B、C、被告人等はa、b、c…と記述する。

〈事件A〉

事件の概要：

1989年1月、毛皮商を営む社長宅に香港から来日した3人組の犯人（a、b、c：ac 広東語を使用、b 広東語も理解できるが主に北京語を使用）が強盗に入り、社長の父親がナイフで刺されて死亡した。本事件の最大の争点は、被害者の致命傷が3名のうちの誰の行為によって発生したのかという点であった。

一審判決（神戸地裁平成2年2月7日）：捜査段階におけるaの供述調書と公判廷におけるaの供述（弁解）とのどちらが信用できるかという点について、aの捜査段階の供述が信用でき、aの公判廷の供述内容はそれ自体不自然であるという理由で排斥し、被害者に致命傷を与えたのはaであると認定した。この判決に対してaとcが控訴した。

控訴審判決（大阪高裁平成3年11月19日）：原判決のうちaに関する部分が破棄され、神戸地方裁判所に差し戻された。破棄理由は事実誤認であったが、判決の決め手として、弁護人が、唯一存在した原審判決宣告日の録音テープから通訳人の通訳の問題を指摘したことが意味を持ったと考えられる。判決において、通訳の問題点について、「捜査段階の通訳人が法廷の通訳人に選任されることは、決して望ましいことではない」、「原審で重要な証言又は被告人質問を通訳した内容が録音化されてないため、事後的に検証ができないというのも問題である」等とされた。

差し戻し後判決（神戸地裁平成6年5月12日）：被害者に致命傷を与えたのはaであるという認定で、aに対して懲役13年の判決を言い渡した。

〈事件B〉

事件の概要：

被告人ら5人（a、b、c、d、e）は建設作業員として働く仲間であったが、fはフィリピンに妻がありながら他の女性と交際して家族に送金もせず生活も派手であったため、日頃

から快く思われていない面があった。事件当夜、ウィスキーを飲んで話すうち、突然fがdに対して勤務先の社長の指示を理由に直ちに荷物をまとめて部屋を出て行くように言い、a、b、c、eに対しても出入りを禁じ、dが年長ながら低姿勢で猶予を請うても傲慢な態度で拒否した。このため、5人が共謀してfを殺害した。5人はいずれもフィリピン共和国イロコス地方出身、通常イロカノ語を使用。捜査官はタガログ語と英語で取調べを行い、また原審の公判における被告人質問は全てタガログ語で行われた。

一審判決（千葉地裁松戸支部平成5年4月27日）：被告人らを殺人の共同正犯と認めて懲役5年に処した。これに対し、被告人らから控訴申立てが行われた。

控訴棄却（東京高裁平成6年11月1日）

〈事件C〉

事件の概要：

タイ人ホステスであった被告人ら3人（a、b、c）が、パスポートを取り上げ多額の借金を返済するよう要求した上、自分たちに対してスナック客相手に売春を強要していたタイ人女性を共謀して殺害し現金等を強取したという強盗殺人事件。通訳に関しては、被告人らの取調べの通訳にあたったタイ語を母国語とする通訳人の適格性が争われた。

一審判決（水戸地裁下妻支部平成6年5月23日）：被告人らに対し強盗殺人罪の成立を認めて、その法定刑のうち無期懲役刑を選択した上、酌量減刑し、それぞれ懲役10年の有罪判決を言い渡したので、原審弁護人が控訴を申し立てた。

控訴審判決（東京高裁平成8年7月16日）：原判決は破棄された。

3.2 通訳の正確性と通訳人の能力

上記3事件において、通訳に関わる論点としては、外国人である被疑者・被告人が捜査や裁判に当たって、自己の弁解を適切に表現でき得るのに十分な言語による通訳・翻訳を受けることにより、適切な自己防御を可能とする言語権を保障されていたかどうかという点であろう。この点から上記事例を鑑みるに、問題は主に以下の2点に集約されるのではないかと考えられる。

- (1) 被疑者・被告人が理解でき十分に自己防御可能な言語が通訳言語として用いられたかどうか。
- (2) 通訳人の言語能力及び通訳能力（日本語及び被告人が理解できる言語における）は正確で公正な通訳を行うに当たって十分なものであったか。

次節では、上記(1)(2)の論点について、裁判所が3事件でどのような判断を下したかを『判例時報』等の記述をもとに見ていきたい。

3.2.1 通訳言語の選択について

〈事件A〉

本事件の弁護人によると、被告人は香港人であり、被告人a、cは広東語を使用するものであるが、捜査段階の通訳人の中には広東語のほとんどできない通訳人もおり、これを問題点とした(高見1996:61)。これに対し、裁判所は、広東語と北京語の両方に通じた通訳人を確保することは容易なことではなく、この現実には直視せざるを得ないが、それ自体直ちに不当または違法であるとまではいえないとした。

〈事件B〉

本事件において、被告人bは、イロカノ語しか理解できないのに原裁判所はタガログ語によって公判審理を行い裁判をしたもので、憲法上被告人に保障された権利を侵害しており訴訟手続の法令違反があると申し立てた。それに対し裁判所が通訳言語に対する被告人の理解力に問題はないとした理由は次の点である。

- ①被告人らはフィリピン共和国イロコス地方の出身であり、通常イロカノ語を使用している。しかし、フィリピンではタガログ語(フィリピン語)が公用語として用いられ、被告人らも小学校でこれを学んでおり、またタガログ語は社会生活上広く使用されている。その上、被告人bはタガログ語が使用されるマニラで3年間にわたり働いたことがある。
- ②原審公判における被告人質問は全てタガログ語で行われているが、公判調書速記録に記録されている質問と答えは良く噛み合った内容で問いと答えのつながりもなめらかであり、意味が理解できていると思われる。
- ③本件の事案の内容は、日常生活の場における比較的単純な行動や心理が問題となるものであり、基本的な語彙で表現でき、とりわけ高度の言語能力を必要とするものとは言い難い。
- ④共謀の有無や各自の役割などの重要な点にはいろいろな角度から確認を取りながら質問を進め、裁判所もその場で質問を補充するなどして適切な答えを得るように努めている。
- ⑤被告人らの話すタガログ語が通訳人に理解できるものであったことは、通訳人が被告人らのタガログ語の供述を格別苦労もなく通訳している状況から認められる。

以上から、2つの事件において裁判所が被告人に対する通訳言語選定に当たってその適

格性の基準としている点をまとめると、以下のようになる。

- ①当該言語の通訳人確保の現実的可能性。
- ②被告人がこれまで受けてきた言語教育及び言語環境。
- ③事案の内容から考えられる必要な言語能力。
- ④調書の記録から判断して、取調べや公判における質問と応答の流れや辻褄があっているか。
- ⑤裁判関係者の質問方法の工夫がなされているか。

3.2.2 通訳人の言語能力及び通訳能力について

通訳人の言語能力、通訳能力について、各事件では以下のような点が問題とされている。

〈事件A〉

控訴審判決では、差戻し前一審における法廷通訳の正確性や公平さに具体的な問題があると判示した。原審の判決宣告期日の録音テープから、弁護人が控訴審弁論要旨において幾つかの誤訳を指摘している。

〈事件B〉

本事件における裁判所の判断は以下の通りである。

一部不正確ではないかと疑われる箇所がないともいえないが、原審速記録を子細に検討してみると、その部分のうち少なくとも重要な点や微妙な点については、これを放置することなく、当事者が別の問い方や別の角度からの質問をすることにより趣旨を確認したり、正しい答えを引き出すような試みをし、裁判所からの補助的質問によっても趣旨を明確にする等の是正措置がとられていることが認められる。従って、原審通訳人の通訳に一部誤りがあるとしても、これは本件の審理、判断に影響を及ぼすほどのものではないと考えられる。（『判例時報』1546号：141-142、『判例タイムズ』NO.890：286）

〈事件C〉

控訴審において弁護人は、捜査段階における取調べに立ち会ったタイ人の通訳人らは、日本語に通じていないことから通訳能力を欠如しており、そのため勝手な解釈で文章を作って被告人らに伝え、捜査官も通訳人らの能力を知らず十分な吟味をしないまま通訳人らの誤訳に基づいて自白調書を作成したと主張した。そして、本件通訳人たちは基本的能力、基本的姿勢が十分でなく、以下の問題点から通訳人としての適格性がなかったとした。その問題点とは、1）会話の流れ、質問の流れ、事実の流れ等全体の流れや、その時点で問題となっている主題を把握する能力が低い、2）論理的な構成力が低い、3）客観的な判

断力が低い、4) タイ語における単語能力、文章力が低い。これに対し本判決では、捜査段階において外国語を母国語とする通訳人に求められる日本語の習熟度や表現力は、日常の社会生活において互いに日本語で話を交わすに当たり、相手の話していることを理解し、かつ自己の意思や思考を相手方に伝達できる程度に達していれば足り、法律知識についても、法廷における場合と異なり、通常一般の常識程度の知識があれば足りるとし、また捜査段階である限り、漢字や仮名の読み書きができることまで必要ではないとした。

さらに通訳や取調べ時の方法について次のような判断が示された。

通訳人らは捜査官の被告人に対する取調べに際して、分からない言葉は辞書を引いたり、時には捜査官とやり取りして捜査官の言うことを理解した上で通訳をしている。供述調書はかなり複雑な意味を含み難解な内容のものであるが、捜査官も調書の読み聞けでは通訳しやすいように内容を分かりやすい言葉に言い換えたりしていることが窺われ、尋問に対する答えにかなり誤訳の部分があっても、日常生活において日本語を用いる能力がないということを示すものではない。全体的に見て、誤った通訳が行われたために辻褃の合わない供述内容となっていたり前後矛盾する内容となっていると考えられる部分はない。(『判例時報』1591号：135-136、『判例タイムズ』NO.927：264)

以上から、3事件において裁判所が通訳人の言語能力、通訳能力をどのような基準で判断したかをまとめると、以下のようになる。

- ①実際の発話データ通訳例に基づいた判断。但し、その根拠となったのは、事件Aにおいて弁護人が示した一審の判決部分の録音テープからの事例のみである。
- ②誤訳等の疑いはあっても、問い方や質問の仕方、補助的な質問で補われており、審理・判断に影響が及ばなければ問題ないとする。
- ③捜査段階と公判段階とを分けて考える。捜査段階における外国語を母国語とする通訳人の日本語の能力は日常生活で理解できるものであれば良い。漢字や仮名の読み書きは必要ない。
- ④通訳人及び捜査官の姿勢や工夫がなされていれば足りる。供述内容から判断して、辻褃があっており前後に矛盾がなければよしとする。

3.3 事件記録からの考察

3.3.1 3事件において、言語能力、通訳能力についての判断がどのように行われたか

3.2節においては、『判例時報』『判例タイムズ』等から読み取れる、3事件について通訳

が関わる言語面問題がどのようなものであり、それについて裁判所がどのように判断したかについて記述した。3.2で述べた言語面に関わる(1)(2)の論点に関しては、裁判の進行中に弁護人、検察官、裁判官等によって様々な方法でその確認をしようとする試みが行われている。では、具体的にどのような確認方法がとられたのか、またそれは通訳人及び被告人の言語能力、通訳能力を判断するのに適切なものであったといえるであろうか。

裁判の結果を左右することになる具体的言語事象を調査することによって、日本の司法が実際にどのような点をどのような基準でどう判断して通訳の正確性公平性を確保しようとしたか、またそこに存在する課題を検証したい。以下においては、筆者が検察庁から入手した3事件に関する捜査段階の供述調書と公判調書記録から、前記2論点に関する判断が実際にどのように行われたかを具体例をもとに見ていく⁹⁾。記録から通訳人や被告人等の言語能力、通訳能力を確認する方法として以下の7項目を取り出すことができた(以後「判断項目」とする)¹⁰⁾。〔 〕内に記述した数字は各項目において取り出された回数を表している。また、各項目の具体例を本稿末尾に添付する。

- (1) 被告人や通訳人に自分の言語能力について評価させる(被告人に他の被告人の評価をさせる場合も含む)。〔30〕
- (2) 被告人や通訳人に外国語の具体的例文を挙げてそれを訳させたり、理解できるか確認する。〔17〕
- (3) 通訳人、被告人のこれまでの言語教育歴及び言語環境(含現在の環境)を確認する。〔18〕
- (4) それまでの取調べや公判の時に、その内容が理解できたかどうかを確認する。〔19〕
- (5) 通訳人の通訳言語能力について評価させる。〔33〕
- (6) 通訳方法や証人・被告人の様子から通訳能力の評価をする。〔51〕
- (7) 通訳人に通訳経験について聞く。〔11〕
- (8) その他。〔3〕¹¹⁾

3.3.2 司法通訳人に必要な言語能力及び通訳技能

司法通訳において重要なことは、適切で正確な通訳が行われることであり、それをなし得る有能な通訳人を確保することである。そこで、司法通訳にとって必要な言語能力、通訳能力はどのようなものであるかについて、少し触れておきたい。

司法通訳人に必要な知識や能力について、Gibbons(2003)では以下のような項目が挙げられている。

- 1) 両言語における高レベルの言語能力 (proficiency)
- 2) 地域社会で使用されているこれらの言語の地域変異体 (regional variants) についての知識
- 3) 適切な一般知識
- 4) 次の項目についての知識：
 - ・プロとしての倫理
 - ・法律プロセスと法律用語
 - ・法廷・警察における談話の慣習

(Gibbons 2003: 241、訳文は筆者による)

また、水野 (2004a) では司法通訳が他の通訳とは異なる点として9点を挙げている¹²⁾。これらの考察から、一般的な通訳に必要な能力を含め司法通訳人に必要とされる言語能力や通訳技能をまとめると、次のようになると考えられる。

- (1) 一般的な両言語における高レベルの言語能力 (proficiency)。
- (2) 正確で厳密な通訳ができる。特に法廷では、省略や編集また逆に余分な要素の付加は許されず、話し手の言語レベルや話し方のスタイル、語調、ニュアンスまでそのまま訳すことが必要である。
- (3) 専門的な法律用語や制度、難解な表現、法律的意味合いの違い等についての知識がある。
- (4) 法廷における通訳は逐次通訳である。従って、話し手の発話内容の論理的構造をしっかりと把握かつ記憶し、その内容を聞き手が十分に理解できるように、正確かつ論理的に分かりやすく伝えることが必要である。

渡辺 (2003) は、シドニーの労働災害裁判所判事マーガレット・オトゥール氏の言葉を引用し、ミランダ警告 (権利告知) を理解しその難しい言い回しを含めて正確にニュアンスを変えずに通訳するには英語で大学院を出るに等しい教育を受けていなければならないと述べ、司法通訳人には高度な語学力が必要とされると主張している。正確で厳密な通訳 (法的等価) の必要性に関しては、通訳の如何が有罪か無罪かや量刑の決定に関わる重大な要因を孕んでいることによっており、また司法通訳が取調べや公判などの各場面で立場の相違する様々な人々の間に立って一人何役 (裁判官、検察官、弁護人、被疑者被告人、証人) もの通訳をこなさなければならない特殊性にもよっている。(2) に関しては、Berk-Seligson (1990) に、Gibbons (2003) が hyperprecision と呼ぶ次のような例が挙げられている：犯罪の現場にいた人物の外見の特徴 (あごひげがあったか) について、スペイン語で証言する証人と弁護人との問答において、通訳人が証人の答えを英語に通訳する際に、最も一般的でスペイン語との対照言語学的観点から妥当な「Yes, he did.」ではなく、

「He did have a beard.」と答えたり「I noticed though」というフレーズを付加することは必要以上の情報を与えたことになり陪審の審議に重大な影響を与えることになるという (Berk-Seligson 1990: 133-134)。また、水野 (2004a) の司法通訳人に対するグループインタビューで司法通訳人が述べているように、特に否認事件の場合、質問に対して辻褃の合わない答えが返ってくることがよくあるが、そんな時でも発言されたその通り訳すことが求められる。

(3) に関しては、法律上の概念そのものの問題及び日常語であるが法的に特殊な意味を持っている用語の問題等がある。以下はその例である。

- ・ ウルドゥー語で「ダッカ」という表現は脅かして金を取るという意味で、強盗のほか恐喝を含む概念である。被疑者が恐喝の意味で「ダッカ」と供述したのに、強盗と訳したら大変なことになる。(瀬野 1989: 11)
- ・ 覚せい剤取締法に「覚せい剤をみだりに本邦もしくは外国に輸入し…」という文章があるが、覚せい剤取締法違反などの事件で「被告人は法定の除外事由がないのに」という表現が使われるとき、「法定の除外事由がないのに」と「みだりに」は同じ意味だと考えられる。(渡辺他 2004: 106)。

(4) については、逐次通訳において、通訳者は発話をまとまった区切りまで聞き、その意味理解をしながらノートを取り、発話の完了と共に再表現を行う。そこでは通訳の3要素である理解、リテンション (retention)、表現が最も大きな部分を占めるとされる (小池他 2003: 397)。リテンションは、逐次通訳の過程で、通訳者が話し手の発話を聞き理解して、それを記憶或いはノートを取ることによって一時保持する過程であり (小池他 2003: 399)、つまり、記憶とノートテイキングは重要な技能であると考えられる。また、刑事裁判では、起訴状、冒頭陳述書等の日本語で書かれた書面をその場で手渡され、書かれた日本語に目を走らせながら同時に即座に口頭で訳すサイト・トランスレーション (sight translation) を余儀なくされることもあるが (渡辺・長尾編 1998)、非常に高度な技術を必要とするとされるこの技能が殊に法廷通訳においては必要とされる。即ち、司法通訳に求められる正確性は、旅行ガイド通訳や会議通訳に求められる正確性とは質的に異なり、非常に高度な正確性が要求され、日本語・外国語の両方に精通しているのは勿論、両言語の文化的背景や基本的な法律知識と用語の知識が必要となる。

3.3.3 3事件から提出される課題

以下においては、3.3.1で述べた判断項目7項目が上述の言語能力や通訳能力を適格に判

断する手段になっていたかどうかを検討する。但し、事件記録中の事例には通訳人のみでなく被疑者被告人の言語能力を判断しようとするものも含まれているため、ここではそれも含めて考察を行う。

まず、本判断項目には、被告人や通訳人の言語能力に対する自己評価・他者評価、また通訳人の通訳言語能力に対する評価が含まれる（項目（1）、（5））。しかし、本項目の具体例では、当該言語に関してかなり詳しい専門的知識を持った証人による証言から、個人の主観的判断と思われる例まであり、判断手段の質や公正さという点からの信頼性が高いものとは言い難い（以下の例を参照）。

例 a：弁護人：あなたは北京語と広東語とどちらが話しやすいんですか。

被告人：北京語です。

弁護人：広東語も話はできますか。

被告人：はい、できます。

例 b：証人：通訳をする立場からとか、翻訳をする立場から言えば、二行目の文章は、過去形というものがタイ語にはないので、これは過去のことを言っている文章であると判断するのが普通のタイ人、もしくはタイ語の通訳や翻訳をしている者の常識だと思います。二行目の文章は、自分が将来何かをしようという意思があるときには、その言葉があるので、それが入ります。（後略）

また、被告人や通訳人の教育レベル、仕事の専門性、通訳経験、外国語教育歴等について、本人等に確認する手法がとられているが（判断項目（3）、（7））、能力を判断される本人についてのどのような情報が必要でそれをどのように解釈するのか等の基準に基づいたものとはなっていない（本稿末の例4、例9参照）。さらに、本件で得られた判断項目中で唯一実際にその場で目標言語の理解力を判断する試みを行っているのが項目（2）であるが、そのほとんどが事件において用いられた通訳言語の一方からもう一方へ訳させるというものであり、その内容は事件に関わる語彙や文であることもあるが、例3のように全く無関係のものであることもあり、その選択根拠は不明確である。またこれは、司法通訳人に必要な高度な言語能力やサイト・トランスレーションのような特殊な技能を確認するものでもない。

以上、実際の司法手続きの事例を対象とした検討から、本研究においては以下の2点を課題として挙げる。

(1) 言語能力、通訳能力がどのようなものであり、どのような能力が必要であるかが明確

でない。

(2) 通訳人や被告人等の言語能力、通訳能力を測定する基準や方法が存在しないため、様々な混乱が生じている。

(1) に関しては、例えば事件Cの判決において捜査段階における通訳は日常生活における言語能力があれば良いとしているが、それがどのようなものであるか、またなぜこれで良いのかについての説得力ある判断基準や根拠が述べられていない。平子(1999:148)は「『日常会話はやさしい言葉で言われるので訳しやすいが、専門語は翻訳も難しい』と思うのは誤りだ」と述べ、Gibbons(2003:211)は、法的システムに関して母語話者並みに言語を駆使できる能力を持たない者は法律との接触場面においてコミュニケーション上困難を有し不利益を被ると述べている。事件Bの公判においては、検察官と被告人とのやり取りの中で、検察官の発言の「少なくとも簡単な(タガログ語の)単語」という表現が問題になっている。「簡単な単語」とはどのような単語のことを指すのか、言語能力に対する見方に合意できていない状況では発展的な議論は難しいであろう。

(2) に関しては、公判内という制限があるとはいっても、言語能力や通訳能力の判断の根拠としているのが、本人や関係者の主観的判断や、過去の公判において言葉のやり取りの意味が理解できたか、またこれまでの言語環境等を根拠とする判断であり、科学的実証的に言語能力を評価したものとはなっていない。実際、事件Cの控訴審公判において取調べ段階で行われた通訳について議論になり、弁護人と検察官の間でその通訳能力の検証方法について意見が対立するという状況が生じている。

裁判において明確な言語能力の判定をすることが難しい背景には、次のような理由が考えられる。まず第一に、第一審においてこれまでの通訳に問題があった可能性が明らかになってから、事後検証的に公判内で被告人や通訳人の言語能力、通訳能力を明らかにしようとする自体にもともと無理がある。特に通訳人の通訳能力の有無が裁判の争点となっている場合に、被告人の量刑如何に関わる部分において客観的で正確な判断をすることには当然困難が予想される。実際、通訳人の通訳能力の適格性が争点となっていた事件Cにおいては、通訳人の通訳能力の確認を行うために判断項目(6)の方法(通訳方法や証人・被告人の様子から通訳能力の評価をする)が3事件中最も多く実施されており(51例中47例)、その大部分が、通訳人が通訳を途中で要約したり省略することなく正確に通訳したかを問うものとなっている。これは、当該裁判において、所謂通訳人の通訳能力だけではない通訳が公正に行われたかが関わる正確な通訳が問題となったからであると考えられる。

前述の「少なくとも簡単な単語」が発言された場面では、弁護人の異議に対し、検察官が「それは分からないかどうか分かりません。(被告人は) 分からないと答えているだけです。」と応酬している。様々な利害が対立する裁判の場において、正確で客観的な判断を行うことの難しさが窺える場面である。

第二の理由として、関係機関及び関係者の本問題に対する認識の低さが挙げられるだろう。例えば、事件Aでは、取調べにあたった警察官が通訳人の通訳言語について正確に認識していなかったこと、その通訳人には妻が付いてきて通訳の補助をしており(被告人の言語に関しては、妻の方が言語能力が高いという申し立てあり) 2人の署名がされていること、また彼らの職業やどのような経緯で通訳に当たることになったのかなどを警察官は憶測でしか把握していないことが記録から分かる。これは即ち、通訳という存在の位置づけの曖昧さを示す事例とも言えよう。また、立場の相違する人々の間に立って一人何役をもこなして通訳業務を行わなければならない、同じ裁判で2言語以上(日本語以外に)を担当しなければならないこともある司法通訳の通訳過程における特徴も、法廷での言語能力判定の困難を助長していると言えよう。

以上から、真の意味での言語権保障のためには、これらの2課題に関する十分な議論と共通認識の上で、通訳言語の選択及び通訳人の言語能力、通訳能力の判定は、裁判の中ではなく事前により信頼性妥当性の伴った判断ができる条件の下で実施するべきであると考えられる。一部不正確や誤訳と疑われる部分があっても質問が補助的に行われていれば良いとするのではなく、担当者によって事案によって異なるような判断であってはならない。前述の司法通訳人に必要とされる言語能力・通訳能力から考えられる目標基準となる言語能力技能を測る方法としては、目標言語における文法、語彙、音韻、文脈、語用論的知識、聴解能力、読解能力等の総合的言語能力や熟達度測定と、それに伴って司法通訳という目標に定められた言語項目の測定が必要であると考えられる。後者に関して言えば、司法通訳を行う際に遭遇するであろうコミュニケーション上の役割や課題を検討する職務分析(job analysis) を経て設定されるコミュニケーション上の言語テストのパフォーマンスなどが考えられる。そして、訓練を経た評定者が、共通の枠組みと妥当な評価基準において設定された評定尺度で対象者の能力を記述することが必要である。また司法通訳人として必要な能力技能は枠組みのどのレベル以上なのか、法廷通訳はどのレベルが相当であるのか、さらには事件の難易度によるレベルの設定が必要となるかもしれない。これらの実施に当たっては、外部の言語、司法通訳、評価法の専門家が関わるが必要不可欠であり、捜

査段階と公判段階において必要とされる言語能力に違いはあるのか、司法通訳人に必要と考えられる日本語及び外国語の能力はどのようなもので、法律や文化等の知識はどの程度必要であるか等の検討も必要になると考えられる。

3.4 正確で公正な通訳の実現に向けて

3.3.3で挙げた2課題は非常に一般的で基本的なものである。しかし、そうであるからこそ、その保障は必須であると言えよう。これまで司法通訳をめぐる多くの問題が存在する中で、徐々に改善が図られてきた。例えば、近年は裁判所、検察庁、弁護士会等で通訳人候補者の名簿作成や登録を行い研修会やセミナーを開催しており、また『法廷通訳ハンドブック』¹³⁾等の裁判の流れや通訳人の心構え、法律用語の対訳などが掲載された参考書も出版されている。しかし一方で、通訳人確保が困難な少数言語の問題等まだ多くの課題が残存しているのも事実である。

そこで最後に、より正確で公正な司法通訳の実現に向けて、言語面のみではない制度や有能な通訳人確保の面を含んだ課題に触れておきたい。

- ◆言語能力・通訳能力の基準の設定：司法通訳人として適格な能力者を確保し通訳の質を一定に保つためには、資格認定制度の導入が望ましい。しかし、資格化に際しては多くの課題が存在するため、まずは言語の専門家や司法通訳人を含めた検討による語学力や技能・知識の基準の設定が必要である。
- ◆通訳人の能力向上のための研修講習制度の充実：現存の研修会やセミナーは需要を満たしているとはいえないため（水野 2004b）、通訳業務を始める段階では手続きの流れや法律用語の通訳に関する知識が得られ、また経験者には実力の伴った通訳人を育成するための研修会講習会や実習が提供され、必要な情報が得られる仕組みが必要である。
- ◆通訳人の身分保障実現：通訳翻訳費用について明確な基準を設け、正当な報酬が支払われるべきである。

4. おわりに

本研究においては、司法通訳が問題とされた事件記録をもとに、通訳に関わる言語面での課題がどこにあり、どのような改善が考えられるかを考察した。浅田（1992）、瀬野（1989）等は来日外国人事件には日本の刑事司法の問題点が集約的に顕れていると指摘しているが、通訳問題には、司法においてのみだけでなく、言語面でのアプローチからも大いに貢献

できる。現在考えられる通訳の正確性を確保する方法として、第二東京弁護士会（2002）は、弁護人・被告人が通訳人を採点する制度の導入、チェックインタープリターの導入、法廷に複数の通訳人を入れて互いにチェックする機能を持たせること、法廷通訳人についての公的資格制度の新設、を挙げている。通訳の正確性の検証という点では、1990年頃から裁判所では通訳人の訳をテープに取り公判調書と一緒に保存するようになったが、より高度な正確性を担保するためには捜査段階の取調べ過程を録画録音する「可視化」が実現されるべきであろう¹⁴⁾。裁判員制度の導入も迫っている今、司法通訳問題はますます重要な問題となると思われ、現在の課題を少しでも改善すべく早急な対応が求められる。今後は、より新しい事例による検証も含め本課題に迫っていきたいと考えている。

注

- 1) 本稿において「司法通訳」と言うときには、公判段階における法廷通訳のみならず、勾留質問や警察・検察の捜査官による捜査段階の通訳も含めて考える。
- 2) 警察庁の統計による定義では、「来日外国人」とは、「わが国にいる外国人のうち、いわゆる定住居住者（永住権を有する者等）、在日米軍関係者及び在留資格不明の者以外の者をいう。」とされている。
- 3) 被告人に通訳・翻訳人のついた外国人事件。
- 4) 「裁判所では、日本語を用いる。」（裁判所法第74条）
- 5) 「国語に通じない者に陳述をさせる場合には、通訳人に通訳をさせなければならない。」（刑事訴訟法第175条）。「国語でない文字又は符号は、これを翻訳させることができる。」（刑事訴訟法第177条）。
- 6) その他に、堀内（1998）、大越（1998）、大木他（2003）等を参考にした。
- 7) 日本語を理解しない外国人被疑者の供述調書の作成方法は、通常、日本語の供述調書のみを作成し、通訳人が調書の内容を口頭で翻訳して被疑者に読み聞かせる方法をとっている。この方法による調書作成は、島根（1992）によると次のようになる。通訳人が供述者の供述を日本語に翻訳して取調官に伝達→調書作成（日本語）→外国語に翻訳して読み聞かせ→内容に誤りがないことを確認して署名させる。実際の調書を見ると、発話をそのまま記述したような会話体をとっているが、日本語でのやり取りの部分はあくまでも供述を要約的に録取したものである。
- 8) 「事件の概要」及び3.2.1、3.2.2の記述は、以下をもとに筆者がまとめたものである。

事件 A (『判例時報』1436号、『判例タイムズ』NO. 879)、事件 B (『判例時報』1546号、『判例タイムズ』NO. 890)、事件 C (『判例時報』1591号、『判例タイムズ』NO. 927)。

- 9) 記録の閲覧に関しては、当該事件を担当した検察庁によって対応が異なり、事件 A は検察庁においての閲覧と調査者自らの筆記による転写が許可され、事件 B は検察庁に出向き調査者自身で複写することが、また事件 C は検察庁から弁護士会に記録の複写を依頼していただい調査者に送付していただいた。いずれも複写代送料は調査者の負担である。
- 10) 記録中から、裁判官、弁護士、検察官等が通訳人や被告人等の言語能力、通訳能力を確認しようとしていると見なされる部分を抜き出し、同一内容での確認が行われた一続きを1単位と数えた。記録は膨大な量のものであるが、各事件の争点及び公判回数によって確認行為の回数や量は異なっているため、本稿で記載した回数はあくまでも参考までのものと理解されたい。
- 11) 「その他」の3回は次のようなものであった。
- ・ 拘置所で何か読み物を読んでいるか、何語のものか、等を尋ねる。
 - ・ 通訳人の署名が2人になっていることについて、弁護士が担当検事に対して、なぜ2人なのかを尋ねる。
 - ・ 通訳人が行っている司法通訳以外の通訳の仕事の内容を尋ねる。
- 12) ①法廷通訳人は誠実に通訳する旨の宣誓を行わなければならない。②専門的な法律用語や制度を知っている必要がある。③法廷では制度化されたやり取りがかわされる。④全訳通訳であり厳密な正確性が要求される。⑤文化的勢力格差の構造が存在する。⑥通訳能力自体に大きな比重がかかる。⑦逐次通訳である。⑧取調べや公判などの各場面で対場の相違する人々の間に立って通訳をする。⑨刑事捜査、刑事裁判は全て日本語の音声と文字によってのみ進行され、証拠が形成される。
- 13) 2007年12月現在で購入可能であるのは、『法廷通訳ハンドブック』(法曹会)は8か国語(18か国語が出版されたが、10か国語は品切れ)、『法廷通訳ハンドブック実践編』は17か国語である。
- 14) 本研究の調査に当たって、事件 A については原審判決宣告日の録音テープを証拠として通訳問題が指摘されているため、担当検察庁にテープの開示を求めたが、認められなかった。捜査段階の可視化については、これまで弁護士会を中心に様々な要求や議論がなされているが(『取調べ録画特区』提案」朝日新聞 2006年1月26日付、日本弁護士連合

会取調べの可視化実現委員会(2004)『世界の潮流になった取調べ可視化』現代人文社、『法学セミナー』2003年8月号の特集「新しい時代の司法と『証拠開示』制度」等)、その一方で「調べ録画『過大視できず』東京地裁長さ10分、証拠価値限定」(朝日新聞2007年10月11日付)という記事も見られる。

判断項目例

- (1) 被告人や通訳人に自分の言語能力について評価させる(被告人に他の被告人の評価をさせる場合も含む)。

〔例1〕

弁護士：ところで、話は変わりますが、あなたはタガログ語で自分の気持ちを正確に述べることができますか。

被告人：いいえ、難しいです。うまく…。

弁護士：一審の裁判はタガログ語の通訳で行われましたね。

被告人：はい。

弁護士：一審の裁判では、自分の気持ちをタガログ語で正確に述べることができましたか。

被告人：一審の一番最初の裁判では、私たちは自分の気持ちを何も説明はできませんでした。ただ、質問に「はい」とかそういうことで、返事だけはしました。

〔例2〕

弁護士：調書を目で読んだことはなかったわけですか。

証人(通訳人)：ないです。

弁護士：目で読むことはできたのでしょうか。

証人：目は、その時は、あまりできなかったんですね。ただ聞いて、こっち聞いてから、こっちこう、対して。

弁護士：当時、あなたは、日本語を目で読むと、読んで理解するということはできたのでしょうか。

証人：その時は、まだできないね。言葉だけはちゃんと、何回も確認して、分からないとき、よく分かるように、そして、本人に伝えて、します。

弁護士：平仮名なんかも読めなかったわけですか。

証人：その時は少しぐらいですね。

(後略)

(2) 被告人や通訳人に外国語の具体的例文を挙げてそれを訳させたり、理解できるか確認する。

〔例3〕

弁護人：それでは、これから、私と通訳人の〇〇さんが英語の単語を言いますから、意味が分かるか分からないか、教えてください。

被告人：はい。

弁護人：「ロー・LAW」。

被告人：分かりません。

弁護人：「ステートメント・STATEMENT」

被告人：いいえ、分かりません。

弁護人：「インテロゲイト・INTERROGATE」

被告人：もっと分かりません。

〈中略〉

弁護人：今言った言葉は、一つも意味が分かりませんか。

被告人：はい、全然分かりません。

弁護人：これは、刑事の手続きではよく使われる言葉なんですけれども、意味は分かりませんか。

被告人：分かりません。

弁護人：それでは、これから私が普通の人よりはずっとゆっくり、非常にゆっくり、あなたに英語で質問しますから、意味が分かるかどうか、言ってください。一応〇〇さんにも同じように繰り返してもらいますからね。

被告人：(うなずく)

弁護人：「キャン ユー スピーク イングリッシュ ベター ザン ビフォア」

(Can you speak English better than before?)

被告人：いいえ、分かりません。

(3) 通訳人、被告人のこれまでの言語教育歴及び言語環境(含現在の環境)を確認する。

〔例4〕

検察官：あなたは、フィリピンにいた間に、フィリピンでテレビを見たことはありますか。

〈中略〉

検察官：テレビは何語でしたか。

被告人：タガログ語ですね。

検察官：英語でもやっていませんか。

〈中略〉

検察官：タガログ語の読み物を読んだことはありませんか。

〈中略〉

検察官：あなたが警察で答えているのによりますと、あなたのご出身はタブリンという町
のようですが、そのとおりですね。

〈中略〉

検察官：それから、小さいころときどきお父さんがマニラに連れて行ってくれた、という
ふうに警察で話しているんですが、どうですか。

〈中略〉

検察官：ただですね、あなたは英語は小学校六年間勉強しましたね。

被告人：四年生からです。

検察官：四年生から何年まで。

被告人：四年生から六年生、小学校。

検察官：フィリピンでは、小学校一年生から英語とタガログ語を教えているというふうに
聞いていますが、どうですか。

被告人：いいえ、イロカノです。一番最初教えるのはイロカノです。

検察官：イロカノ語のほかに、英語とタガログ語を一年生から教えているというふうに聞
いておりますが、どうですか。

被告人：タガログ語は教えませんよ、一年生は。

〈中略〉

検察官：b被告人は、一年生からタガログ語と英語を勉強したというふうに言っております
から、あなたもそうじゃないかと聞いております。

被告人：私の場合は、一年生から三年生までは英語はなし、タガログ語もなし、四年生か
ら六年生まではタガログ語と英語が始まりました。

(4) それまでの取調べや公判の時に、その内容が理解できたかどうかを確認する。

〔例5〕

弁護人：M市の裁判でタガログ語の通訳が付いたんですけれども、あなたはよく分かりま
したか。

被告人：分かりません。

弁護人：検察官の取調べのときと、一部だけ警察官の取調べのときにタガログ語の通訳が付いたんですけれども、あなたはそのタガログ語の意味が分かりましたか。

被告人：いいえ、分かりませんでした。

弁護人：では、M市の裁判でのタガログ語に限ってお聞きしますが、M市の裁判でのタガログ語は、自分ではどのくらい理解していると思っていますか。例えば、半分とか三分の一とか十分の一とか、どのくらい分かったと思いますか。

被告人：分かりません。

(5) 通訳人の通訳言語能力について評価させる。

〔例6〕

弁護人：○さんの通訳のことについてちょっと聞きますが、○さんはあなたの広東語は何割ぐらい理解してましたか。

被告人：私の勘では七割ぐらいじゃないですか。

弁護人：○さんの通訳している北京語は、あなたは何割ぐらい分かりましたか。

被告人：七割ぐらいですね。

弁護人：警察官と通訳の○さんの会話を聞いていて、その通訳の○さんは日本語がよく分かるような感じがしましたか。

被告人：よく分からないけど、警察からの話は何回も確認しながらやってるみたいです。

弁護人：○さんが警察官の話を何回も確認してたということですか。

被告人：毎回確認じゃなしに、確認するときもあります。

(6) 通訳方法や証人・被告人の様子から通訳能力の評価をする。

〔例7〕

弁護人：この被告人の調べの際、男性である○○さんの通訳が分かりにくいという様子を、被告人はたびたび見せていませんでしたか。

証人(検事)：分かりにくいというか、特に通訳が分かりにくいというのではなくて、要は、通訳を置いて調べますから、何回も聞いたりしますよね。問を発してね。それは別にその人だけではなくて、あとの人が加わっても結局同じやったし、それから全く別の人が聞いてもまあ結構時間がかかるというので、特別この男の人が何か分かりにくそうにしてたというような印象ではないんですよ。

〔例8〕

弁護人：それでは、通訳人の通訳方法についてお聞きしますが、通訳の人は、あな

たの話を聞きながら、メモを取ったりするんですか。

被告人：なかったです。

弁護人：そうすると、何もメモを取らずにあなたの話を通訳していたと、そういうことで
すか。

被告人：はい。

弁護人：逆に、警察があなたに話す内容について、警察官の話を聞きながらメモを取ると、
そういうことはしていましたか。

被告人：なかったです。

弁護人：取調べの最中、あなたの、質問に対する答えが長くなって、それをかなり省略し
て警察官に伝えていると、そういうことはありましたか。

被告人：はい、あります。

(後略)

(7) 通訳人に通訳経験について聞く。

〔例9〕

検察官：昭和六一年から警察の取調べの通訳などを始められたんでしょうか。

証人(通訳人)：はい、そうです。

検察官：そうすると、一箇月に何回くらい取調べ通訳をされてますか。

証人：大体は、二箇月一回の事件あって、行くです。一箇月か二箇月の事件があるとき、
通訳すると、最後まで。

検察官：事件の中身はどういう事件が多いでしょうか。

証人：売春の事件と暴行の事件。

検察官：殺人事件の通訳をしたことはありますか。

証人：今回が初めてです。

検察官：法廷通訳をしたことはありますか。

証人：ないです。

検察官：警察や検察の取調べの場所以外の、どこでもいいんですが、タイ語と日本語の通
訳をしたことはありますか。

(後略)

参考文献

- 浅田和茂（1992）「外国人裁判と刑事手続き」『ジュリスト』NO. 1000 237-242
- 植村立郎（1998）「通訳を巡る若干の問題」原田國男・川上拓一・中谷雄二郎（編）『刑事裁判の理論と実務 中山善房判事退官記念』成文堂 113-137
- 大木和弘・金竜介・児玉晃一・関聡介（2003）『外国人刑事弁護マニュアル（改訂版）』現代人文社
- 大越義久（1998）「刑事訴訟における通訳人の公正さと通訳の正確性」芝原邦爾・西田典之・井上正仁編『松尾浩也先生古稀祝賀論文集』下巻 有斐閣 421-437
- 小池生夫他編（2003）『応用言語学事典』研究社
- 島根悟（1992）「外国人被疑者と捜査手続きをめぐる諸問題 —裁判例を素材にして—」『警察学論集』第45巻第10号 1-23
- 瀬野俊之（1989）「権利に関する一試論」日本民主法律家協会『法と民主主義』NO. 242 10-15
- 第二東京弁護士会刑事弁護委員会刑事手続・外国人部会（2002）「要通訳外国人刑事事件の問題と提言」『全国単位弁護士会アンケート実施結果報告報告書』
- 高見秀一（1996）「外国人事件と公判弁護 —公判のテープ録音と通訳の正確性—」渡辺修『刑事手続の最前線』三省堂 58-71
- ティム・マクマナラ著、伊東祐郎他訳（2004）『言語テスト概論』スリーエーネットワーク（McNamara, T. (2000) *Language Testing*. Oxford : Oxford University Press.）
- 『判例時報』1436号（1993）143-153
- 『判例時報』1546号（1996）139-145
- 『判例時報』1591号（1997）132-153
- 『判例タイムズ』NO. 879（1995）284-303
- 『判例タイムズ』NO. 890（1995）284-287
- 『判例タイムズ』NO. 927（1997）262-265
- 平子義雄（1999）『翻訳の原理 —異文化をどう訳すか—』大修館書店
- 法曹会（2006）『法曹時報』第58巻第3号
- 法務省刑事局外国人関係事犯研究会（1994）『外国人犯罪裁判例集』財団法人法曹会
- 法務省法務総合研究所（2007）『犯罪白書（平成19年度版）』
- 堀内捷三（1998）「外国人犯罪の諸問題」『岩波講座現代の法6 現代社会と刑事法』岩波

書店 31-66

水野かほる (2001) 「外国人事件と司法通訳の問題に関する予備的考察」 静岡県立大学国際関係学部『国際関係学双書』18 95-158

水野かほる (2004a) 「司法通訳の正確性 ―司法通訳人に対するグループ・インタビュー調査から―」 記念論文集編集委員会 (編) 『平井勝利教授退官記念 中国語・日本語学論文集』 白帝社 591-614

水野かほる (2004b) 「適正な通訳が保障されるために ―司法通訳人に対するグループ・インタビューから―」 静岡県立大学国際関係学部『国際関係・比較文化研究』第2巻第2号 229-249

渡辺修 (2003) 「ボランティア対プロフェッショナル ―司法通訳の二つのモデル」 大木和弘・金竜介・児玉晃一・関聡介『外国人刑事弁護マニュアル (改訂版)』 現代人文社 72-74

渡辺修・長尾ひろみ編 (1998) 『外国人と刑事手続 ―適正な通訳のために―』 成文堂

渡辺修・長尾ひろみ・水野真木子 (2004) 『司法通訳 Q & A で学ぶ通訳現場』 松柏社

Berk-Seligson, S. (1990) *The Bilingual Courtroom : Court Interpreters in the Judicial Process*. University of Chicago Press, Chicago and London.

Gibbons, J. (2003) *Forensic Linguistics : An Introduction to Language in the Justice System*. Blackwell Publishing Ltd.

(静岡県立大学)

Securing Accuracy in the Legal Translation and Interpretation for Matters
Including Foreigners :
from the consideration of incidents requiring Interpretation

MIZUNO Kaoru

This study is a consideration of material examples to determine what contribution can be made through an evidence-based and linguistically informed investigation of facts and issues surrounding legal translation. This study investigates three cases of foreign criminal defendants in which accuracy in translation and fairness in the legal process appeared to be at issue. Further, the study considers what issues, regarding testimony and legal protocols, arise with respect to the interpreter's and defendant's linguistic ability and how these issues are viewed from the perspective of court officials. As a result of the analysis, the following points became clear :

- 1) Neither the existing language and translation abilities nor the requisite abilities can be clearly identified.
- 2) Various aspects of confusion arise from a lack of standards and a lack of a clear method for the measurement of linguistic competence or of interpretive ability on the part of both the court interpreter and the defendant.

(University of Shizuoka)